



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 22 日 (金)
第 8 7 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (鳥取市) の締結 (302) (情報政策課) 2
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (米子市) の締結 (303) (〃) 3
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (倉吉市) の締結 (304) (〃) 4
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (境港市) の締結 (305) (〃) 6
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (岩美町) の締結 (306) (〃) 7
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (若桜町) の締結 (307) (〃) 9
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (智頭町) の締結 (308) (〃) 10
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (八頭町) の締結 (309) (〃) 12
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (三朝町) の締結 (310) (〃) 13
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (湯梨浜町) の締結 (311) (〃) 14
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (琴浦町) の締結 (312) (〃) 16
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (北栄町) の締結 (313) (〃) 17
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (日吉津村) の締結 (314) (〃) 19
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (大山町) の締結 (315) (〃) 20
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (南部町) の締結 (316) (〃) 21
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (伯耆町) の締結 (317) (〃) 23
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (日南町) の締結 (318) (〃) 24
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (日野町) の締結 (319) (〃) 26
	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約 (江府町) の締結 (320) (〃) 27
	県統計調査の実施 (321) (とっとり暮らし支援課) 29
	都市計画法第66条による告示 (322) (道路建設課) 29
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (323) (西部総合事務所福祉保健局) 30
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (324) (〃) 30
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 31
	狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施 (〃) 32
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 34

告 示

鳥取県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（鳥取市）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（鳥取市）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び鳥取市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同	・協議会における協議結果に基づ	・協議会における協議結果に基づ

	運用の実施	き共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	き共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（米子市）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（米子市）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び米子市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約(倉吉市)を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（倉吉市）

（目的）

第 1 条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び倉吉市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第 6 条 この協約は、平成 28 年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交

		換会等を開催する。 ・ 情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・ 乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・ 甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・ 乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・ 甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第305号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（境港市）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（境港市）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び境港市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（岩美町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（岩美町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び岩美町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(役割分担)

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる I C T 業務に対	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係

応できる職員 の育成		る事業を実施するほか、事業を 総括する。	る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する 検討を統括し、これに必要と なる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する 検討を行う。

鳥取県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（若桜町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（若桜町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び若桜町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務 の標準化及び共同化について 具体的な検討を行うほか、検討 の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務 の標準化及び共同化について 具体的な検討を行う。
	情報システムの共同	・協議会における協議結果に基づ	・協議会における協議結果に基づ

	調達の実施	き共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	き共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（智頭町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（智頭町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び智頭町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（八頭町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（八頭町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び八頭町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共

		を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（三朝町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（三朝町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び三朝町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐

れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。
(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（湯梨浜町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（湯梨浜町）

(目的)

第 1 条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び湯梨浜町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(役割分担)

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。

		報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（琴浦町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（琴浦町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び琴浦町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙

情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事 務の標準化及び共同化について 具体的な検討を行うほか、検討 の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事 務の標準化及び共同化について 具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づ き共同調達に参加すること共同 し、共同調達に係る事務を実施 するほか、共同調達事務を統括 する。	・協議会における協議結果に基づ き共同調達に参加する団体は、 甲と共同し、共同調達に係る事 務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づ き共同調達に参加する団体と共 同し、情報システムの共同運用 を実施するほか、共同運用の実 施を統括する。	・協議会における協議結果に基づ き共同調達に参加する団体は、 甲と共同し、情報システムの共 同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ 担当者を対象とした情報セキュ リティに係る研修会及び情報交 換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情 報の収集に努めるほか、上記研 修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ 担当者を対象とした情報セキュ リティに係る研修会及び情報交 換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企 画、運用管理等を担う職員を対 象とした専門的知識の向上に係 る事業を実施するほか、事業を 総括する。	・甲と共同し、情報システムの企 画、運用管理等を担う職員を対 象とした専門的知識の向上に係 る事業を実施する。
その他	共通する課題に関す る検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関す る検討を統括し、これに必要と なる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関す る検討を行う。

鳥取県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（北栄町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（北栄町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び北栄町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共

同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第 6 条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を統括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。

その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。
-----	-----------------	---	--

鳥取県告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（日吉津村）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（日吉津村）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日吉津村（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、

		し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（大山町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（大山町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び大山町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（南部町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（南部町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び南部町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。

		施を統括する。	
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（伯耆町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（伯耆町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び伯耆町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム 共同化による 事務の効率 化、コスト削 減の推進	情報システム共同化 に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同 調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同 運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム 運用上の安全 性の確保	情報セキュリティ対 策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が 求められる I C T 業務に対 応できる職員 の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する 検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（日南町）を締結したので、同条第 2 項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（日南町）

(目的)

第 1 条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日南町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第 6 条 この協約は、平成 28 年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。

		修会等の実施を統括する。	
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（日野町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（日野町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日野町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年 4 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム	情報システム共同化	・乙と連携し、情報システムの事	・甲と連携し、情報システムの事

共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	に向けた検討	務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 ICT の推進に共通する課題に関する検討を行う。

鳥取県告示第320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（江府町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（江府町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び江府町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(役割分担)

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第 5 条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

(発効)

第 6 条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加することとし、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められる ICT 業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。

その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要な協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体 I C T の推進に共通する課題に関する検討を行う。
-----	-----------------	---	--

鳥取県告示第321号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

平成28年鳥取県山間集落实態調査

2 調査の目的

過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間地域振興施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落及び当該集落に居住する世帯を対象とする。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 家族の状況
- イ 生活の範囲
- ウ 食料品などの買い物について
- エ 世帯の収入
- オ 住まいの環境及び暮らしの様子
- カ 暮らしの安心
- キ 家族の進学、就職及びUターンの状況
- ク 将来の見込み
- ケ 山林及び農地の所有状況
- コ 情報通信の状況

(2) その基準となる期日

平成28年5月1日

5 報告を求める者

約2,500世帯（全世帯）

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 市町職員が集落代表者に対して聞き取り調査を行う。
- (2) 市町職員が調査票を配布し、市町職員及び委託先職員が調査票を回収する。

7 報告を求める期間

平成28年5月1日から同年7月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

とっとり暮らし支援課ホームページで公表する。

鳥取県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法

第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
3・3・5号祢宜谷賀露線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年中国地方整備局第57号及び平成25年中国地方整備局第27号のうち鳥取市安長字八本松地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 江府町社会福祉協議会	社会福祉法人 江府町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	日野郡江府町 大字江尾2069	平成28年 3 月22日	平成28年 4 月25日	訪問介護
〃	社会福祉法人 江府町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	〃	〃	〃	訪問入浴介護

鳥取県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 江府町社会福祉協議会	社会福祉法人 江府町社会福祉協議会指定 介護予防訪問介護事業所	日野郡江府町 大字江尾2069	平成28年 3 月22日	平成28年 4 月25日	介護予防訪問介護

社協議会	社協議会指定 訪問介護事業 所				
”	社会福祉法人 江府町社会福 祉協議会指定 訪問入浴介護 事業所	”	”	”	介護予防訪問 入浴介護

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成28年 7 月 3 日（日）	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成28年 7 月 31 日（日）	”	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
平成28年 8 月 28 日（日）	”	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成28年12月 4 日（日）	”	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6 時間 30 分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成28年5月11日（水）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成28年6月22日(水)

(2) 鳥取会場 平成28年7月20日(水)

(3) 倉吉会場（1回目） 平成28年8月17日(水)

(4) 倉吉会場（2回目） 平成28年11月22日(火)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円

イ その他の者 4,300円

(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円

イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糀町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部生活環境事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成28年8月4日（木）	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室	鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡に住所を有する者
平成28年8月9日（火）	〃	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び

			福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
--	--	--	---

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成28年8月18日(木)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成28年7月28日(木)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者
平成28年8月5日(金)	〃	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者

なお、該当する会場により難しい者については、住所地を所管する事務所の担当課に申し出て承認が得られた場合は、(1)～(3)に掲げる他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

(4) 上記(1)～(3)の会場で更新できなかった者

実施期日	時間	場所	対象者
平成28年9月14日(水)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎401会議室	(1)～(3)の会場で更新できなかった者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適正試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 82円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成28年6月13日(月)から次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (1) 東部生活環境事務所管内 平成28年7月28日(木)
- (2) 中部総合事務所管内 平成28年8月12日(金)
- (3) 西部総合事務所管内 平成28年7月21日(木)

また、2の(4)の会場については、平成28年8月18日(木)から平成28年9月7日(水)までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 総合運転者管理システム改修業務委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社鳥取支店
鳥取市扇町7
- 5 契約金額 120,576,384円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271